

第 15 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 5 月 10 日（水） 午後 3 時 30 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵
5 番 濱口佳史、6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、
9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘
13 番 ハジィフ泉
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作
5 番 小橋誠一 6 番 尾崎澄夫、7 番 西村節男
4. 欠席委員 **【農業委員】**

【推進委員】
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（3 件）
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請（県知事許可）について（1 件）
議案第 3 号 非農地証明願について（4 件）
議案第 4 号 形状変更届について（1 件）
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第 6 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

議長 それでは時間もきましたし、予定の人員、今日は全員参加ということでお集まりをいただきましてほんとにありがとうございます。また気候も良くなりまして、コロナもやっと5類ということになりまして、個人の判断ということになりましたので農業委員会としてもマスクの方も個人の判断ということにしたいと思います。各自で個々気を付けていただきますようお願いを申し上げます。

今日はまたこの後、歓送迎会を予定しておりますので、出席の方よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは早速議事に入りたいと思ひますが、今日は欠席者、全員出席ということで、欠席者いません。それで議事録署名人は〇〇さんと〇〇君お願ひしたいと思ひます。それでは早速議事に入りたいと思ひます。

それでは議案第1号より、農地法第3条許可申請について3件出ております。1番より事務局の方から説明をお願いします。

事務局 そうしましたら1号の農地法3条につきまして1ページをお開きください。

番号1番と2番を同じ方への譲受というかたちになりますので、一括して説明の方させていただきますと思ひます。

まず1番の方は、譲請人が黒潮町〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇さん。申請地の方が黒潮町〇〇字トノナロの〇〇の〇〇、畑で〇〇㎡となっております。こちら〇〇の予定となっております。

続きまして2番の方です。譲渡人の方が〇〇の〇〇さん。譲受人が〇〇の〇〇さんで、申請地の方が〇〇字〇〇、畑で〇〇㎡となっております。同じく〇〇となっております。

4ページをお願い致します。4ページの方が航空写真の方となっております。

それから5ページの方が〇〇の地図の位置図となっております。

それから6ページの方が若干航空写真の方で違いがありましたので、〇〇の方の航空写真の方をつけさせていただきますいております。

7ページ目が公図の方になっています。

8ページが現状、現況写真となっておりますが、申し訳ありません、私の方が現地と写真の方を位置を間違えておまして、差し替え資料の方をお手元の方にお配りさせていただきました。こちらの方が1番の方の現況位置です。

それから調査書の方、こちらにつきましては1号につきましては譲受人の経営農地、全て耕作されておまして、農作業に従事する状況等からみまして、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると思われまます。耕作される方はご本人さんとなります。所有機械としましては、トラクター1台、軽トラ1台ということになっております。

それから2号の方になります。こちらの方は譲受人は個人でありまして、該当はしないというかたちになります。

3号につきましても該当はありません。

4号につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事す

ると見込まれます。予定としましては年間 180 日の農作業に従事するという予定となっております。該当はしないというかたちになります。

5号につきましても該当ありません。

6号につきまして、地域調和につきましては、所有権の移転後につきましては引き続き野菜等の栽培をする予定となっておりますので、周辺農地への影響はないと考えられますので該当はありません。

続きまして2番の方に移らせていただきます。隣10ページの方が2番の申請地の航空写真となっております。

11ページの方が航空写真の拡大。

12ページがゼンリン地図での地図となっております。

13ページが現況写真となっております。

14ページの方が公図の位置を赤枠で示させていただいております。

15ページの調査書につきましては先ほどの内容と同一してしますので割愛させていただきます。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方で説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。〇〇君。

〇〇委員 5月の5日の日に現地へ行ってきました。この写真でも見てとれるようにね、いろんな野菜を植えてね、かなり熱心に作りようように感じました。上下に上の段と下の段の2段あって、上の段が譲受人の〇〇さん、下の段が〇〇さんがハウス。ここはほんとは〇〇ページの写真の差し替えの奥側に見えちゃうけど荒れ地やったそうです。それを4、5年前によそから帰ってきてユンボなんか使って整地してこんなになったそうです。

議長 問題はないと、そういうことやね。今、〇〇君の方からも説明がありましたが、この件につきまして何か質疑質問ある方挙手願います。1番2番同時にやりたいと思いますが。ないですかね。構いませんかね。ないようでしたら農地法第3条許可申請の1番と2番につきまして、承認されます方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。3条許可申請の1番と2番につきましては承認をされました。

続きまして農地法第3条許可申請の3番を事務局の方から説明をお願いします。

事務局 3番の方に移らせてまた1ページの方にお戻りください。

譲渡人につきましては〇〇の〇〇さん。譲受人としましては〇〇の〇〇さんとなっております。

申請地の方は〇〇字カシの〇〇番、畑、〇〇㎡と〇〇番の畑で〇〇㎡、〇〇番の畑〇〇㎡の3筆となっております。こちらにつきましては、売買での所有権移転を予定しているということです。

16ページの方をお願い致します。16ページの方に3筆を赤枠で航空写真の方で囲まさせていただきます。

17ページの方が拡大の航空写真となっております。

18ページがゼンリンの地図での位置図となっております。

19ページの方が現況の拡大の写真となっております。

20ページが現況写真となっております。19ページは拡大写真です。

21ページの調査書の方です。1号につきましては譲受人の経営農地は全て耕作されておりまして、今後耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業の従事者としましては本人と妻と子ども3人の予定です。所有機械としましては、トラクター1台、耕運機が1台、防除機が1台となっております。1の1につきましては該当しないということです。

2号につきましては個人であって該当なしとなっております。

3号につきましても該当はありません。

4号につきましては、年間220日の農作業の従事日数予定となっておりますので該当はしないというかたちとなっております。

5号につきましても該当なしとなっております。

6号地域の調和というところでは、所有権の移転後としまして、〇〇等の果樹の栽培を予定しているということです。農薬につきましては地域の防除基準に従って使用するため、周辺農地への影響はないものと考えておりますので該当はありません。

それと農業地区なんですけども、農業地区内になっておりますので、その辺りは十分理解をいただけるように行政予算通じて説明の方は事務局の方からさせていただいているところです。

説明の方は以上です。

議長 今事務局の方からの説明が終わりましたが、担当委員さんの方で。〇〇君。

議長 まだ形状変更は全部は出来てないと、そういうことながやね。今担当委員の方から補足もありましたが、この件につきまして何か質疑質問ある方、挙手願います。松本さん。

〇〇委員 私も担当区域ながやけど、3筆ありますよね。この20ページの写真は1筆だけですかね、これで3筆入っちゃうわけやないでしょう。3筆の写真の。

事務局 向こうまで指定したつもりやったがですけど、ここが3つに分かれるかたちになります。

わかれます。

〇〇委員 そしたら2、3とわけですが。

事務局 場所的にはこの手前からここまでで3つになります。3分割になる。

議長 全体を赤線でやっちゃかないかなね。1筆しかない。〇〇君。

〇〇委員 19の次のページはないというがは赤で囲んだところは全然範囲が。

議長 1筆ばあしかないね。

事務局 3つばこう大きくなってってますんで、3枚ですね。

〇〇委員 それぞれの筆を書いといてもらえたらと思います。

議長 次から事務局の方に言うちょきますんで、いいですかね。全体のあれと3筆あったら3筆の分の写真をするように。

事務局 わかりました。

議長 他に何か質問ありませんかね。ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。3条許可申請の3番につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

第3条許可申請の3番につきましては承認をされました。

続きまして議案第2号、農地法第5条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 譲渡人としましては3名の方がおりますので、一括して説明の方させていただきたいと思えます。

1人目の方が四万十市〇〇の〇〇さん、2人目の方が黒潮町〇〇の〇〇さん。3番目の方が〇〇の〇〇さんとなっております。

譲受人としましては御坊の〇〇〇〇番地の〇〇さんとなっております。

申請地につきましては1番目の申請地が〇〇字のウカヤシキ〇〇、畑で〇〇㎡。2番目が黒潮町〇〇字ウカヤシキの〇〇、畑で〇〇㎡。3番目が黒潮町〇〇字のウカヤシキ〇〇

番の1、畑で〇〇㎡となっております。今回の申請の目的、理由としましては、自宅建築のためということとなっております。

ページ22ページをお願いします。

航空写真の方となっております。3筆分を赤枠で囲まさせていただきます。

23の方がゼンリンの地図の位置図となっております。

24ページの方がこれもすみません、分けて書かないといけなかったんですが、現況写真で、赤枠で囲まさせていただきます。

25ページが航空写真の拡大版です。

26をとばしてもらって27ページになります。27ページが公図となっております。すみません、ページが前後してしまって申し訳ございません。27ページが3筆の公図となっております。

それから譲渡についてです。農用地地区の区域につきましては、区域外となっております。利用権の設定等はありません。

今後の土地の利用計画につきましては、自宅新築のための敷地につきましては整地した後、後にアスファルトでの舗装を予定しているということです。造成での嵩上げ等は行わない予定だということです。

次に排水計画につきましては、生活排水は合併浄化槽を経由後、東面の既設排水への排水をするということと、雨水につきましては東面の既設排水へ排水するという予定です。

土地の取得費につきましては、〇〇万〇〇円、建築費につきましては〇〇万、すべて自己資金の予定となっております。

周辺の土地の所有者からの同意につきましてはすべて同意済となっております。

隣接農地については同意済です。

農地区分については第3種農地となります。

以上で事務局からの説明です。

議長 今事務局の方から説明がありました。担当委員さんの方で捕捉説明ありましたらお願いします。

〇〇委員 4月に2回どうしても二人が行き違い行き違いして、4月の何日か、現場で会おうて話して、そしたら家を造りたいと。自分は話は土地のことで全然私は知らなかったけん。その土地のことでこうやけんゆうことで事情聞いて。2回目は現地で二人で話して、その時には〇〇さんもまだ来てないときで。話をしてここに家を造りたいと。それで22ページを見てくださいか。申請地1という書いた上に青い屋根の家がありますが、これが現在の彼らが住んでる家です。それが炊事場ありません。そして申請地位置の横し、2軒目になるんですけど、一番左の家、22ページの一番左の家がお父さんとお母さんが住んでる家と。その家ももうかなりガタがきて崩れかけてると。そこには軽四しか入らんので、車を

置く駐車場がありません。ただ通り抜けの道という。軽四だけで。今の時代は車の時代やからゆうことで自分が住んでる家のあたりは集会所の駐車場になってますし、この申請出てるところに造りたいということでした。問題はないと思います。24ページの写真見てもらうたら、24ページのまっすぐ筋みたいなが入ったところがありますが、これから下が一番広い畑で、この左側上が2切れになってます。これ法面になってますからそれをとって石掛ついて屋敷にするということです。

以上です。

議長 今、〇〇さんの方から説明がありました。この件について質疑質問ある方挙手願います。君。

事務局 26と27がですね前後になってます。申し訳ない。27ページが公図ですね。

議長 ページ数間違うちょうがと。

〇〇委員 25ページのね、3つ赤で囲んでますわね、その右側の下の方よね。もとの畑を〇〇ことないですか。そんなことない。このあたりくいこんできちよると思うがやけんど。

議長 この高いところがあるがやない。

事務局 高いところに2段になってます。〇〇言われるように畑が。

議長 畑と今の畑では段が違うがやない。段差があるがやない。

事務局 段差というか見た感じで筋みたいなものが。

議長 塚があるがかね。

事務局 そこはちょっと曖昧というかわかりにくいですけど。

議長 こっちの畑とは合うがやね。塚がちゃんとあるそうです。

事務局 隣には入らずにここだけで。

議長 〇〇さん、〇〇君の家よね、高いところにあるが。左側の川のところの。上の方にあるが。こそもほいたら高いところにある。だいたい位置的にわかった。何か他に、質疑質問

ありませんかね。かなり面積的には広いようですが、これは親と一緒に住宅を建てるということ。

〇〇委員 これね、25 ページ。これ青い地図でちょうやいか。それの上の〇〇番の〇〇㎡と〇〇㎡、これ同じ高さながよ。この上にあるが。これを分筆するということで。

議長 分筆、親と分けて。

〇〇委員 杭打って、分けて。

議長 一緒に住宅ということやなくて、2つ建てるということ。2つ。そうなが。2世帯住宅みたいなが、ゆうたら。

事務局 建物として1つ。

議長 親と同居するための。

〇〇委員 お父ちゃんが亡くなってお母さんが一人おる。親と一緒に住む。

議長 わかりました。他に何か質問ありませんかね。ないですかね。〇〇君。

〇〇委員 23 ページですよね。

議長 これは段がある。公図では平面やけんど。段があるがやろ。道はこの左側にずっと走っちょう。法面の赤で囲んじょうとこね。だいたい道やけん伸びがあるがやないが。

〇〇委員 線があるけんほいたら。

議長 線の弾き方が悪いがやろ。

事務局 ちょっと位置が悪いと思います。

議長 上手になっていくがよ。こらえちゃってください。

議長 24 ページのあれでみると道とあれとの段差みたいなもんがかなりあるみたいなけん。

事務局 行政書士のですね申請書には〇〇が町道ということになってますね。なので、〇〇さんということで〇〇の〇〇なっちょうかですけど、排水計画の図面では町道になってます。なので未登記なのかもしれないです。ちょっとわかってはいいんですけど。

議長 〇〇さんゆうがは上側にならないかんがやね。名前が。名前からゆうたら〇〇になっちょう。これは町道ながやね。

事務局 町道になってます。現地が自分で確かめてないのでわからんけども。

事務局 〇〇番、町道。この公図でゆうたら〇〇さんになってますけど町道だそうです。わかりましたかね。他になければ承認を受けたいと思いますが。〇〇さん。

〇〇委員 〇〇がね、排水利用の言よったがやないですか。あれって設計図もあるわけですか。

事務局 設計図、あります。

議長 そんなら載らないかん。だいたい5条で家を建てる場合は排水計画とかの図面とかだいたい家の配置、ここ駐車場にするとか、そういうふうなのいるがよ。資料がないが。

事務局 すいません。

〇〇委員 〇〇やったらちゃんとわかる。

議長 ほんまはつけないかん。

事務局 すいません、次から前任と確認して資料を整えてそうするようにします。

議長 ほんまは家の図面とかあれらがいるが。排水計画とか。道のあれとか。侵入してどういうふうには排水するかというの。次からそういうの。

他にないですかね。特に問題ないと思いますが、5条許可申請、承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。5条許可申請につきましては承認をされました。

続きまして議案第3号、非農地証明につきまして4件でしております。1番から事務局の

方から説明をお願いします。

事務局 非農地証明としまして4件出ております。全て同一地域といいますか、同じ場所のところを申請、一体の申請となっております。

一件目がですね、届出人が四万十市の〇〇さん。届出地としましては〇〇筆あります。見てもらったと思います。届出理由としまして、父が耕作をしていましたが、20年前から体調不良なことを期に耕作をあきらめて以来、山林化しているという状況です。

26 ページをまずお願い致します。

26 ページの方は航空写真兼現況写真になります。

28 ページが〇〇の地図です。

29 ページが航空写真の拡大となっております。すいません、これのちょっとまた間に30ページが入ってしもうたがですが、公図が32ページになります。

公図が32ページの方であってここに〇〇筆が位置的なものが赤枠で囲まれております。1番については説明は以上になります。

議長 今事務局の方から非農地証明願の1番につきまして説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。〇〇君。〇〇さん。

〇〇委員 〇〇の〇〇の〇〇の上り口にここに出てる非農地証明のこの一番上から、前回出ちよった種を植えて住宅苗木を

議長 宅地造成の。

〇〇委員 道の、ここ全体を区域というあれにどうも構想がなっちょうがやないろうか。

議長 この非農地証明が出ちょうとこが。

〇〇委員 そこから右手は南大門あたりから石垣のあたり全体の計画に入っちょうがやないろうか。2、3カ所がないがよ。案外やなかったし。入口だけはちょっと畑をちょっと作りゆう、あとはもう。

議長 〇〇の入り口の所。

〇〇委員 入口からちょうど〇〇。

〇〇委員 この下にね〇〇ゆうて書いちょうけどよ。28ページ裏の。

議長 写真よね。

〇〇委員 白いような建物があるわね、〇〇の中に。これが〇〇やけど。黒い家、これの黒い家の下側をちょうどずっと高速道路、高規格道路。

議長 この非農地証明願の〇〇。

〇〇委員 下側のところ中の〇〇。

議長 ここらあたりを宅地造成。非農地証明願が出ちよところも宅地造成にするがや。

〇〇委員 道から前回出ちよったところのほぼ後に、非農地証明が。そこらあたりの道をに非農地証明出た思う。

議長 ここらあたり山やね、ほとんど山みたいなけんど。

〇〇委員 今のところの赤い屋根あるやいか、その一番下側の端にね、鞭の水源地やったところが。そこだけはできんけどよ、その周りをずっとぐるっと住宅計画に入ちよろうがやないろうか。見ちよらんけどね。

議長 前回そういう話で宅地造成するゆうことで出ちよったね。〇〇さん。

〇〇委員 宅地造成は〇〇がやる。

議長 たぶんそうやないろうかと思うがやけど。

〇〇委員 これ非農地にしちよって宅地にするという計画になるろ。

議長 農地の中ではできんきね、勝手には。非農地にしちよったらまあゆうたら売買も買ってにできるわけよ。けんどそれは部落にもある程度の説明はせないかんがやろう思うがやけど。

〇〇委員 まだゆうたらこれから使用可になるけど、それが第1期にしちよって、2期3期と。いっぺんにはできんろうと。そういう計画になりようがかもわからんけど、はっきりそんなことがわかってない。

議長 農地としては認めよらんということで非農地と言えば許可はかまんということやね。他に何か皆さん、質疑ありませんかね。いいですかね。それでは非農地証明証明願の1番につきまして承認を受けたいと思います。非農地証明証明願の1番につきましてされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証明の1番につきましては承認をされました。続きまして非農地証明願の2番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 そうしましたらページ3ページをお開きください。

1番目のカッコの2番目です。番号2として願出人が〇〇の〇〇さん。

願出地が〇〇字大門の〇〇、畑で〇〇㎡となっております。

理由としましては、昭和〇〇年まで耕作を行っていましたが、その後体調等の不良によって耕作をやめたことによって草木が繁茂し、現在は山林化しております。

この農用地地域については区域外となっております。

利用権の設定等ありません。

この申請につきましても、先ほどの1番2番、3番4番もですが同様の代理人という形で同一の方の代理の申請となっております。

それと30ページをお願いします。30ページの方が航空写真で、赤枠で現況写真となっております。

31ページがグーグルの地図の位置図となっております。

32ページはとぼしていただきまして、33ページが地図の詳細となっております。

36ページ公図となっております。36ページが〇〇番地の公図の届出地となっております。以上です。

議長 今、事務局の方から非農地証明願の2番について説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 今の先に出ちよった今の非農地証明願のゆうたら並びの山で同じところ。

議長 結局理由もゆうたら冢のあれみたいながやね。先ほどとほとんど変わらんということですが、何かこの件につきまさないですかね。なければ承認を受けたいと思います。非農地証明願の2番につきまして、何かありますか。2番について承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願の2番につきましても承認をされました。

続きまして、非農地証明願の3番。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 3番の方は願出人につきましては、〇〇番の〇〇さん。願出地が〇〇字のコグタ山〇〇、畑で〇〇㎡となっております。理由としましては、昭和56年まで耕作をしておりましたが、その後交通不便等のために放棄をし、現在は山林化をしている状況となっております。ページ34ページをお願いします。34ページが現況写真の位置図のとなっております。35ページが地図の位置図となっております。36ページとばしていただきまして37ページが航空写真の詳細写真となっております。それから40ページが公図です。申し訳ありません。

議長 まあ今日はこらえちゃって。

事務局 あと農用地の区域外については区域外となっております。利用権の設定もありません。以上で説明は終わりです。

議長 今非農地証明願の3番につきまして説明がありましたが、何か担当委員さんの方で。伊藝さん。

〇〇委員 37ページの下側の38ページになっちゃったら説明しよいがやけど、これの今の〇〇さんの北側に今度38ページがあらかた出てきますが、そこでこんなところでして、これも左側に田んぼが見えますね。37ページの下側に。〇〇がこうみたいな。このところ全体が全部区域です。

議長 ここら全体を買い上げるゆうことやね、ほいたら。今説明がありました、もう最初のところとほとんど一緒のところということですが、ないですかね。もうほとんど変わらんということですが。〇〇君。

〇〇委員 36ページの手前の35ページですよ、グーグルの地図よね、いらんと思う。

議長 いらんみたいなね、わからんね。

事務局 地図の位置図があるかな思うたけど、わからないですね。

議長 これは地図ゆうてもどこやらわからんし、あまり意味ないね。それはこのグーグルのここばあやけんどこがどこやらわからん。他に何かないですかね。先ほどとほとんど変わらんということですが。いいですかね。それでは3番につきまして、承認されます方挙手

願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証証明願の3番も承認をされました。

続きまして、非農地証明願の4番。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また3ページの方をお願いします。4番で願出人の方が〇〇の〇〇さん。願出地が4筆ありまして、1つ目が〇〇字のコクダ山〇〇番、畑、〇〇㎡。2つ目が〇〇字〇〇番の畑で〇〇㎡。3つ目が〇〇字石上峯〇〇番地の畑で〇〇㎡、4つ目が〇〇字大門の〇〇番の畑で〇〇㎡となっております。4筆とも昭和60年頃までは耕作を行っていましたがその後畑には行っておらず現在は山林化しているということで、耕作は行っていないということです。

ページ38ページが航空写真の4筆分の赤枠で囲まさせてもらってます。

39はいらないですけども地図の位置図となっております。

ごめんなさい、またとんで申し訳ないのですが、41ページが地番が入った航空写真4筆分となっております。

以下42と43、44が公図となっております。

それと農用地域内外につきましては区域外となっております、利用権の設定もありません。

事務局の説明は以上です。

議長 今事務局の方からも説明がありましたが、担当委員捕捉説明あればお願いします。

〇〇委員 41ページ見てもろうたらわかるように木がその前の上側で同じ家の計画、住宅計画区域内です。それで41ページのちょっと下の石垣が見えて黒いようなものがありますわね、これがここにちょうど高速道路がずつつく予定です。これで高速、ちょっと右側の下の車道ありますけど、そこを2つに分けるためにこのちょうど土が余るからここを全部を埋めらいてくれんかと。それで区画整備して農家からゆう計画を区長のところへ届け出して、各地権者に判をもらって一括でやったという計画です。

以上です。

事務局 今〇〇さんの方から説明がありました。先ほどのことほとんど同じところですが、理由も全く一緒やないろうかということでございますが、何かこの件につきまして何か質疑質問ある方挙手願います。

高速の分については土が余るゆうがについてはこれとはまた別のがやね。

〇〇委員 多分形状変更とかで出るがやない。

議長 国がやる工事やけん。

〇〇委員 高速のがで出る土か冢の土かもわからん。

議長 まだわからんが。

〇〇委員 〇〇がとりまとめて今やりよう。

議長 何かありませんかね。ほとんど全くさっきと一緒にみたいなもんですが。ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。非農地証明願の4番につきまして承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

非農地証明願の4番につきましても承認をされました。

それでは議案第4号、形状変更届について1件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい、またページ3ページにお戻りください。

議案第4号の形状変更で番号1としまして、届出人が黒潮町〇〇の〇〇さん。届出地が黒潮町〇〇字の〇〇番〇〇、畑となっております。

理由としましては園芸施設の転移、移設のためということになっておりまして。

ページ45ページをお願い致します。45ページの方が航空写真となっております、赤枠で届出地の場所を示しております。

それから隣の46ページがゼンリン地図での位置図となっております。

47ページが平面図及び断面図となっております。

48ページは拡大の航空写真となっております、49ページが公図となっております。

50ページが現状の4月24日に撮った現地の写真となっております。

それから農業地域内外としましては区域内となっております、利用権等の設定はありません。

それと47ページの断面図及び平面図につきましては現状3パーセントくらいの傾斜がかかっている関係でその平地を傾斜地を平坦したいということで、左側の土を右側に盛っていくような、右から左に盛っていくようなかたちで、土はその中で埋め立てをするというかたちとなっております。

事務局の説明としては以上です。

議長 今、事務局の方から形状変更の説明がありましたが、担当委員さんの方で、〇〇さん。

〇〇委員 5月の6日に本人に会ってきまして、レモンの木をぐるっと植えてます。形状変更という
うとキュウリの水耕栽培ということで、水がいないということで、キュウリの水耕栽培
を行うということでした。前回形状変更のハウスが形状変更で出て。今年の10月からこの
裏のハウスで作って水耕栽培始めるよということでした。この下側はレモンがあるんで、
レモンを全部引っこ抜いて水耕栽培できるような状態にもっていきたいと。

議長 もうすでにハウスはできちょうがやね、これ。いっぺん壊すが。これまた壊して建てる
ゆうたら大ごとやね、なかなか。水耕でキュウリを作ると。そしたら娘さんか、息子さん。
〇〇さんやなくて息子さん。息子さんが作るが。名前は親父さんの名前になっちゃう。な
んか法人みたいなあれになっちゃうたね。今〇〇さんの方から説明がありましたが、水耕
栽培のために、フラットに、3パーセントの勾配がついちょうのでフラットにせないかん
と。そういうことですが、何かこの件につきまして質疑質問ありませんかね。

〇〇委員 ないです。

議長 水耕で息子がそのあれするゆうがやけん、やっぱ水耕栽培じゃないと勾配がついちょっ
たら具合悪いわね。

〇〇委員 土がキュウリやけんね、どうしても土ができんけんね、水耕にせんと方法はできん。

議長 〇〇の畑やけん国営の畑やったけん3パーセントの勾配がついちょうがよ。じゃけんそ
れを水耕ゆうことになると勾配はちょっと具合悪いわね。〇〇さん。

〇〇委員 〇〇は何回か行ったことがある。

議長 そうそう、平成団地ゆうて今倉さんがハウスら建てちょうやいか。何回も行ったやか。
あそこあそこ。何か他にありませんかね。形状変更やけん特にあんまり作るゆうことやけ
ん問題ないとは思いますがやけんど、そこらあたりはまた要注意に見よってください。い
いですかね。それでは承認を受けたいと思います。形状変更願につきまして承認を挙手願
います。

(挙手全員)

挙手全員です。

形状変更願につきまして承認をされました。

それでは議案第5号農業経営強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
に関する協議について事務局の方からお願いします。当日資料ね。

事務局 当日資料で今日お配りした分になります。

議案第5号と書かれた部分の事業になります。

4月の19日付で町の方から農業委員会の方に農業用地の利用集積計画の作成についてということで諮問がありました。内容としましてはお手元の資料の通り農地の中間管理事業としまして3つあります。土地の表示としましては、入野の〇〇の1で畑。面積は〇〇㎡で〇〇さん。2番目が黒潮町〇〇の畑で面積が〇〇㎡で登記地権者として〇〇さんとなっております。3つ目は入野〇〇、畑で面積〇〇となっております。地権者として〇〇さんとなっております。いずれも期間としましては3年となっております。

次のページから集積の計画となっております。

その次のページが申出書となっております。

いずれも栽培の目的はラッキョウの方の栽培となっております。

ページ開けてもらって〇〇さんの分の集積計画と申出書となっております。こちらにつきましてもラッキョウ栽培の方で3年で賃貸は〇〇円となっております。

開けてもらいまして〇〇さんがラッキョウ栽培となっており、10アールあたりの〇〇がそれぞれ〇〇円となっております。

事務局の方の説明としましては以上です。

議長 今事務局の方からこの利用権の設定について説明がありましたが、何かこの件について質疑ありませんか。〇〇君。

事務局 借入というのが農地中間管理機構、2枚開けてもらってそこで〇〇さんですかね、が下の方であってですね、上の方が公益社団法人高知県農業公社ということになってます。で、いったん公社の方からですね、地権者から公社が借り上げてですね、〇〇さんに貸し付けるということになりますので、間に県の農業公社が入ります。で、公社から見て、県の農業公社から見て、借入者が地権者、〇〇さん、〇〇さんになってですね、公社からみて貸し付ける方がですね、〇〇さんということで、書類の関係でそういう形になっています。

事務局 説明が足りていなくて申し訳ない。

議長 いったん農業公社で借り受けて、それをまた〇〇さんに貸すと。いいですかね。〇〇さん。

〇〇委員 〇〇さんとよ、これナバナかな。多分これやけん、多分ナバナかな思うて言よった。

事務局 ラッキョウとナバナを作られよった。

〇〇委員 そうせんと

〇〇委員 東やけんあっちになる。

議長 初めて借るが。

事務局 ではないですね。

議長 ほいた再度やね。

〇〇委員 〇〇はだいたい砂地やけん。

議長 ほいたら個人同士でやりよったがを〇〇で公社がかんだと。

事務局 そうじゃないと思う、新たな規模拡大やと思う。

議長 新たに借り受けた。ほいた新よね。

事務局 そうです。

議長 〇〇ゆうて書いちょうけんちょっとわからんね、地番じゃゆうて。〇〇さん。

〇〇委員 面積のことながやけど、〇〇さんのところで聞かせてもろうて、〇〇のうち〇〇ゆうてやけんど、これはどういふがで。

議長 〇〇さん、借り受けの。

事務局 取扱面積と出てますね。一番最初の3つの表が書いちょうところで面積〇〇で隣が取扱面積ゆうことで。

事務局 多分、ちょっとごめんなさい、調べてないので次回に。調べておいて、これ自体は中間管理機構を交わしてるので、中間管理機構がそのあたり調べてですね、実際の地権者と耕作者と間にたって話して書類を作っているのも間違いはないとは思いますがですけど、利用権なんかも打ち数で、1筆が仮に〇〇㎡やったら〇〇㎡かします貸しますよということができるので、同じような整理でやってると思うんですけど、ごめんなさい、この件に関してそういうことやってるのかどうかというのは調べれてはないので。もし構わなければ、

承認をいただいでですね、事後ながですけど、承諾と、次回でご説明ということでしたら
そうさせていただきます。そしたら次回にちょっとそのあたりなぜ取り扱いと違うのかと
いうことをご説明させてもらえたら。

議長 あまりにもこの1番について差があらね。〇〇㎡のうちの〇〇ゆうたら。

〇〇委員 どんな計算したらなるかわからん。もうちょっとわかるように。

〇〇委員 承認のしようがないわね。頭のがはしようがないろうけど。自分らはとってくるがや

議長 10アールあたりではだいたいこれくらいになりますという印やないろうか。おおむね。
いいですかね。〇〇さん。

〇〇委員 この利用権設定の中間管理事業を登記人の名義人は〇〇さんと〇〇さん。そして今度借
る人の同じ借るようにした、

議長 先ほど説明したよね。

〇〇委員 何かあるんかね。

議長 中間管理機構が間にかむけんゆうことで課長の方から説明があったがやけど。ほんま言
うたら今までこういうあれはなかったね。借受人と貸付人というあれでなっちゃったね。
間に中間管理機構が挟んでますと。そういう書き方が自分らには一番わかりやすいがやけ
んどね。

〇〇委員 何にもなかったらこんなことしてのことはないろ。

〇〇委員 名義人が〇〇さんと借入手が〇〇さん。

〇〇委員 自分が〇〇

事務局 1ページ開けてもらったところの借入金が〇〇さんでですね、貸付人が〇〇さんになっ
てるんですけど、その借入人というのは先ほどもお伝えしたんですけども、間に高知県の
農業公社が入りますので、高知県農業公社から見てですね、借入する方が〇〇さん、地主
さんですね。この方から見て、借り入れる方が〇〇さんで、公社からみて貸し付ける方が
〇〇さんということで整理してる書類がですね、農地中間管理事業カテゴリー一括方式という

ふうに書いている書類の整理の仕方です。

議長 中間管理機構がこの人から借るけん。

事務局 その次のページを見てもろうたら農地中間管理事業カテゴリー方式の次のページがですね、地主さんから公社の方が借りる書類ということになります。なので公社の方が上の方にきてですね、県にのせておける借り受ける方が高知県の農業公社というふうになって、下の方にですね地主さんということで谷口さんが入るということになっています。

〇〇委員 地主はもう二人とも〇〇。

議長 違う違う、地主は地権者やけん。

〇〇さんは〇〇市の〇〇かね。〇〇さんは高知の〇〇。この人ら地権者で。その人らから農業公社が借受けるけん、この人らは貸付人、公社に貸すと。

事務局 そうですね、公社が〇〇市の〇〇に事務所がある。

議長 今みたいな〇〇は初めてやね。今まで〇〇やったね。

〇〇委員 ひとついいです。農地中間管理機構の出先でよね、大方にはないがか。

事務局 幡多の方で担当者の方が幡多の方におります。〇〇さんという方、昔農協に勤められよったと聞いたことがあるんですけど。黒潮町の雇われてはないですけど、担当として〇〇さん、下の方に農業振興の会計年度ということで来ていただいている〇〇さんの方も地権者、地権者にハンコを、黒潮町の案件の時に実際動いてくれるというがが〇〇さんの委託から受けてですね、1回動いたらいくらかみたいなやり方でやってくれているというようなことを聞いたことがあります。

〇〇委員 〇〇さんゆうて亡くなった人やないかね。

事務局 亡くなったんでないですね。〇〇誰さんやったかな。

〇〇委員 それと一緒にうちの大方の〇〇はしちよっつろ。

議長 〇〇のね。あの人は辞めた。

事務局 ○○さんと同じような感じでやりよう。

議長 こっちの大方の方は今のあの人がやりよって、南部の方は○○が。そういうあれで聞いたことがある。○○さんゆう人いっぺん会うたことがあるけんどね、忘れた。

○○委員 ○○の農協の一部でやりよったよね。

○○委員 農用地利用集積計画のはここでは初めてやない。

議長 違う、ずっとやりよう。正式名称がこれで1番は利用権の設定ってゆうけんど。

議長 利用権の設定がその今の、農用地利用集積計画の18条第1項の規定ゆう、正式名称。

○○委員 それやったら貸付人と借受人のあれが

議長 このがではそのがはゆうたら中間管理機構から見て借受人とか貸付人とかいうようになつちょうけん、自分らがちょっと混乱するけんど、今までは地権者が貸付で借受ける人が耕作する人、そういうふうに書きよったけんちょっと混乱はしちょうがやけんど。

事務局 ○○さんが言われようがは通常農業委員会で受付をしてですね、やられているのが通常利用権ということで自分たちはよんでるんですけど、この時には間に、農地中間管理機構が入らないので、貸し付ける方は地主で、借り入れる方、耕作する方が借り入れる方ということになるので、言われてた通りの定理でいいんですけど。先ほどもちょっとごめんなさい、繰り返しになるがですけど、農地中間管理機構を間に入ったらそういうことが、又貸し、中間管理機構がいったん入ってて、それを農家の方に貸し付けるということになるので、ちょっと先ほど課長も言われたようにわかりにくい表現にはなるがですけど、それが正解ということにはなってしまいます。

議長 今からはそういうことに、ほとんど中間管理機構が間にかんで借りたり、貸したりゆうことになってくると思う。

○○委員 今回初めてやろ。

事務局 そんなことはあると思う。

議長 書き方が自分らわかりにくいばあで。今までも中間管理機構が間にかんでゆうがはある。

議長　　ちょっと今までの書き方と違うけん混乱はしちょうけど。今まではここへ大方の何番ゆうて書いてそれで整理しちよったけん。

事務局　　ちょっとそこらあたりの書類の整理の仕方。

議長　　わかららったら〇〇に電話して。

事務局　　とりあえず農地中間管理機構と農家さんに対してのメリットはですね、一括して貸し費用を振り込めるので、仮に相対でしたら A さん B さん C さんというふうになってたら、A さん B さん C さんに貸し費用を振り込む必要があるがですけど、この農地中間管理機構の間にはいったらですね、ABC という方と直接貸し借りはしてないので、農地中間管理機構の方に一括して A さん B さん C さんの賃を振り込んだら農地中間管理機構の方からですね A さん B さん C さんに振り分けて、お金というか貸し費用を振り込んでくれるので、農家さんにとってはいっぺんで。それがメリットですね、これをやる。相対と一番違うこと。

議長　　個人個人の場合は貸してくれらったゆうようなあれがあっても文句言えなあね。わかりましたかね。それでは承認を受けたいと思います。いいですかね。それでは農地利用集積計画につきまして承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。議案第 5 号につきましても承認をされました。